

みどり脱炭素海外展開コンソーシアム設置規則

令和6年3月1日制定

令和6年4月1日改正

令和7年6月4日改正

第1 趣旨

気候変動による農林水産業への影響が拡大する中で、アジアモンスーン地域における持続可能な農業・食料システムの構築に向けて、令和5年10月に開催された日ASEAN農林大臣会合において、「日ASEANみどり協力プラン」が採択された。また、令和6年12月には、強靱かつ持続可能で生産性の高い農業の実現に向けた我が国とグローバルサウス諸国の協力のための「グローバルみどり協力プラン」が策定・公表された。さらに、令和7年5月には、アジア・アフリカ・中南米地域を対象に気候変動緩和技術の実装を促進するため、「農林水産分野 GHG 排出削減技術海外展開パッケージ」が取りまとめられた。

これらに定められた取組を支援し、アジアモンスーン地域をはじめとした世界各国における脱炭素プロジェクトの形成・実行及び将来的なJCM（二国間クレジット制度）への発展を後押しするため、「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

第2 活動

コンソーシアムは、以下の活動を実施する。

- （ア）脱炭素プロジェクトの形成・実行に関連する情報の共有
- （イ）日本国内及び世界各国のパートナーとのマッチング
- （ウ）コンソーシアムの活動の成果の発信
- （エ）その他コンソーシアムの趣旨に即した活動

第3 構成

- （1）コンソーシアムの構成員は、第1に掲げる趣旨に賛同し、第2に掲げる活動に協力する意思を有する法人・団体等とし、事務局において別途名簿を取りまとめ公表する。関係省庁については、オブザーバー扱いとする。
- （2）構成員として入会しようとする者は、事務局の指定する方法で申し込むことにより入会することができる。
- （3）構成員は、以下の事項を事務局に届け出ることにより、退会するこ

とができる。

(ア) 退会しようとする者の名称

(イ) 退会の理由

(ウ) 届出の年月日

第4 事務局

コンソーシアムの事務局は、農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループが担当する。

第5 除名

構成員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局の判断により当該構成員を除名することができる。

(1) コンソーシアムの名誉を傷つけ、又はその趣旨に反する行為をしたとき。

(2) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第6 総会

(1) 総会は、構成員の要請に応じて、事務局が招集する。

(2) 総会において、事務局が必要と認めるときは、構成員以外の省庁、法人・団体、有識者等に出席を要請することができる。

第7 設置規則の変更及び解散

(1) 本設置規則は、総会に出席した構成員の過半数の賛成をもって変更することができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、設置規則の軽微な変更については、事務局の判断で実施することができる。事務局は、設置規則を変更した場合は、総会で内容を報告する。

(3) コンソーシアムは、総会に出席した構成員の3分の2以上に当たる多数が賛成した場合は、解散する。